

委員から御提案のあった議題

1. 『広島市医療安全支援センター 設置要綱』の改定について

現状の設置要綱は、相談窓口業務や推進協議会の内容を漫然と並列的に記載しているだけで、医療法第6条の13に規定されている医療安全支援センターの設置目的や業務を明瞭に規定した文書になっていない。

『医療法第6条の9、13』の趣旨に沿い、『「医療安全支援センター運営要領について」の一部改正について（医政発0330第2号 令和4年3月30日）』を参考に、支援センター設置要綱を根本的に見直す改定提案を要望します。

2. 相談窓口の名称について

「相談窓口」は医療安全支援センター業務の一部であるにもかかわらず、市民への広報では、相談窓口を「広島市医療安全支援センター」と記載しており、相談する市民としては、敷居が高く親しみにくい、相談窓口と認識しづらい名称である。

設置要綱にも表れているように、医療安全支援センターと相談窓口の位置付けがあいまいなことに起因していると思われるが、市民が安心して相談できる窓口であると直感できる名称を、支援センターとは別に相談窓口につけるべきと考えます。

(他の自治体の名称例を添付します) ※別紙参照

3. 広島市医療安全支援センターの実施業務(実績)の報告(令和5年1月～6月)

医療安全支援センターの業務は、市民等からの医療相談だけでなく、医療機関や市民への医療安全に関する情報提供や医療機関・相談窓口担当者等への講習・研修、医療安全推進協議会の運営などがあり、予定議題1「相談対応状況の報告」とは別に、相談対応以外のセンターの実施業務についての報告を要望します。

(前回の協議会で委員から出された質問・意見に対する対応状況等も含む)

4. 医療安全支援センターの所属・設置場所の妥当性について

医療安全支援センターの業務のなかに、相談内容によっては医療機関に助言したり、立ち入り検査が必要になる場合もあると思われる(東京都の事例)

医療安全を能動的に実現するためには、医療現場や市民に近い部署(医療機関を实地に検査・監督する保健所等)に医療安全支援センターを置くべきと考えます。

東京都をはじめ他の自治体ではそのような所属例が多く見受けられます。

以上

医療安全相談窓口の名称例

自治体	相談窓口の名称	
東京都	患者の声相談窓口	
大阪府	医療相談コーナー	
大阪市	医療安全相談窓口「患者ほっとライン」	
京都府	医療ほっとあんしん相談	
静岡県	医療安全相談窓口	
静岡市	医療安全相談窓口「ほっとはあと」	
福岡県	医療相談支援センター	
福岡市	医療安全相談窓口	
北九州市	医療安全相談コーナー	
静岡県	医療安全相談窓口	
名称例	安心医療相談センター あるいは・・・窓口	
	安心医療相談支援センター あるいは・・・窓口	
	信頼医療相談支援センター あるいは・・・窓口	
	信頼医療相談窓口	
	信頼医療醸成センター あるいは・・・窓口	
	医療相談サポートセンター あるいは・・・窓口	広範囲な相談内容
	医療お困りごと相談センター あるいは・・・窓口	
	よろず医療相談センター あるいは・・・窓口	

窓口の名称の条件

「医療について相談できる窓口」であることを直感的に理解できること

現在のセンター(相談窓口)の認知度が相当ある場合を除き、単にマスコットの名称をつければ良いという発想は上記の目的から逸脱するように思われる

* 平成元年 第2回協議会資料 応募案: 「おしえまうす」、「ふがええ」